

令和5年 第1回 鷹栖町議会定例会

一 般 質 問

質問方式：一問一答方式 制限時間：45 分間
尚、一部表現・言葉使い等に校正箇所あり

質問要旨：新型コロナ感染症対策の検証と今後の対応について

青野敏

新型コロナウイルス感染症が2019年12月、原因不明のウイルス性肺炎として世界的に感染が拡大し、2020年1月15日には日本国内においても初めて新型コロナ感染者が確認をされております。

以降、国を挙げて地方自治体や所管公共機関、更には医療関係との連携・協力と全国民の理解のもとで、新型コロナウイルス感染症の対応と対策に全力で取り組んでいる現状であります。

未だに終息までとは至っておりませんが、今後はウィズコロナにおける感染防止対策に取り組みながら社会経済活動の両立を目指し、5月8日付けをもって感染症法上2類から5類への見直しを行う方針が決定をされております。

コロナ感染症から3年以上が経過をしている中、本町における現状と今後の対応と対策について、町長にお伺い致します。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを活用し、感染拡大防止及び感染により影響を受けている地域経済や住民生活の支援などを目的として、令和2年度62事業5億9,557万円、令和3年度47事業1億5,543万円、令和4年度においても年度途中でありますが、約40事業2億円程の対策事業に取り組んでいる現状です。

それぞれの分野においては大変重要な事業ばかりであります。計画した事業の目的を達成できているのか、更には実施した事業での効果はどうであったのか、このことについて検証する必要があると考えますけれども、まず、このことについて町長のお考えをお伺いいたします。

谷町長 それでは、青野議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や地域住民を支援し、地方創生を図ることを目的に創設されました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策をはじめ、地域経済や住民生活への支援策、新しい生活様式に対応した感染症リスクに対して、強靱で自立的な社会構造への転換、コロナ禍における原油価格・物価高騰への支援等について、地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施するため、国が地方自治体に交付金を交付しています。

本町では国の制度趣旨を踏まえ、さらに基礎自治体としての役割を十分に果たし、住民に真に必要な対策を速やかにかつ効果的に講じるため、独自に守る、備える、攻めるの3つの視点に基づいた事業を実施してまいりました。

守るとは、住民の生活を維持し、雇用や事業の継続を支援する地域の命を守るための対策

です。

備えるとは、次なる感染拡大に備えてリスクの軽減を図り、感染拡大の防止と経済活動、地域活動を両立するための対策です。

攻めるとは、新しい生活様式への対応とあわせ町の重点施策との連携を意識し、事業の前倒しや政策間連携によって新たな価値を創出することを目指した対策です。

国が制度を創設して3年が経過し、その間、感染拡大の情勢も目まぐるしく変化してまいりましたが、その都度地域の実態の把握に努め、3つの視点に基づいた効果的な対策を随時議会にもお諮りしながら機動的に講じてきました。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業内容やその効果については、住民等に周知するように国が地方自治体に求めています。

本町といたしましても、事業の効果について検証を行い、その結果を広く公表することは大切なことであるとの考えのもと、完了した事業の外部評価を含めた検証結果について、町のホームページにおいて公表しております。

公表している内容について申し上げますと、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して行った全ての事業について、事業ごとの目的や対象などの概要、かかった経費について実績額と交付金の充当額、事業を実施したことで得た実績のほか、所管課における事業効果の評価・検証結果をそれぞれ記載して公表しています。

事業効果の評価検証は、コロナ交付金を活用した事業と適正であったかという事業の妥当性、事業効果を十分に得られたかという、事業の有効性という2つの観点で検証を行っています。

また、これらの検証結果について鷹栖町地方創生戦略策定会議において報告し、委員の皆様から外部評価として意見を聴取しております。

評価検証結果について、いくつか具体的な例示を挙げながら紹介いたします。

令和2年度に国へ申請した令和2年度計画事業としては、国から3億9,446万8,000円の交付金を受け、翌年度以降に繰り越したものも含めて62事業に取り組みました。

令和3年度に国へ申請した令和3年度計画事業としては、国から1億2,203万8,000円の交付金を受け47事業に取り組みました。

今現在、町ホームページで評価検証結果を公表しているのは、以上の109事業についてです。

このほか、令和4年度に国へ申請している、令和4年度計画事業が国から約2億円の交付金を受ける見込みで、現在進行形で取組みを進めています。

事業完了として評価検証結果を公表している109事業を3つの視点別で整理すると、守るが41事業、備えるが48事業、攻めるが20事業という内訳です。

守る分野では、国が行った給付金事業の支援を補完するなどの子育て世帯向けの支援策をはじめ、事業継続に向けた支援金の給付などの事業者や農業者への支援、低所得等の生活困窮世帯を対象とした支援事業、住民の生活支援と消費喚起による町内事業者支援のためのプレミアム商品券の発行、コロナ禍で活動機会が減少することによる健康の障害が懸念された高齢者向けの訪問事業などに取り組みました。

これら、守る分野の事業の評価検証といたしましては、幅広い対象者に対して必要な支援が行き届くように感染拡大状況に応じながら、その都度、国等との支援策との連携を図って対策を講じることができたものと考えております。

実績があつたいずれの事業についても、その実績値から事業の妥当性と有効性について適正であり、効果があつたと評価しております。

備える分野では、町民が利用する公共施設や設備、学校施設や児童福祉施設における感染防止対策を中心に、次なる感染拡大へ向けた備えと、感染拡大時においても必要な社会活動

や教育活動を安全に持続するための環境を整備しました。

特に、感染拡大防止のために求められた、施設の換気対策の強化をはじめ、パーティションの設置や、オンラインを活用した教育機会の確保など、非接触のための環境整備を進めたことで、町民の暮らしや活動における安心安全を高め、児童生徒の教育機会を確保することにつながったと評価しております。

攻める分野では、光回線の町内全域整備をはじめとしたデジタル活動の推進による未来投資を中心に、住民活動がコロナ禍を克服して活性化していくための支援等にも取り組みました。

また、パレットヒルズへの公共投資を早期執行することで、コロナ禍においても安心して屋外活動を楽しむことができる環境が充実され、これまで以上に公園の利用機会や利用方法が多岐に広がり交流人口の増加など、新たな価値をもたらしています。

いずれの事業におきましても実績を踏まえ、事業の妥当性と有効性について、おおむね適正であったと考えております。

以上の評価・検証結果に関して、外部評価に位置付けている鷹栖町地方創生戦略策定会議においては、日頃から子育て支援の充実を掲げている鷹栖町らしく、子育て世代に目を向けた支援策が講じられていたことは評価できる。

教育場面をはじめ、デジタル化を進めたことは今後に向けて必要な取り組みであった。

事業に関わった町民がどのように感じているかという点も評価として大切な視点なので、今後も行政として把握に努められたいなどの意見をいただきました。

全体を通して事業実績や評価の内容から、行政がやるべきことに幅広く交付金がしっかり活用できたものと認識したとの評価をいただいております。

現在進行中であります令和4年度計画の事業につきましても、事業完了後は同様に外部評価を含めた評価検証作業を進め、結果を公表してまいります。

青野敏

本町においては事業の検証を行っている、またホームページで公表しているということについては、昨年度の報道で全国の自治体の中でもまだ検証を行っていない、また、公表していない行政区がかなり多かったわけですから、そのことについては評価をしたいと思っております。

また、検証の中では妥当性と有効性、効果について行政内部さらには外部評価の中で評価をされたということでお伺いしました。

私はそれぞれの評価の中で令和2年度、令和3年度の109事業の中で、課題はなかったのかと伺いたい。

この事業を受けたのは各団体、事業者、生活者です。

その目線が評価・検証に入っているかというのがちょっと疑問に思うのですが、その辺の考え方ございませんか。

利用された方々の目線をしっかりと入れた中の検証というのも、私は評価の中で必要であったのではないかとと思うのですが、その点についてお考えをお聞かせ願えますか。

谷町長 この評価については先ほど申し上げましたが、地方創生戦略会議の委員からも評価をいただいて、外部評価ということで公表させていただいております。

ただ、その中でも事業の妥当性、有効性についてB評価という評価もいただいているものもあります。

全部言っていくと時間がなくなってしまうかもしれませんが、それらも公表されていて、青野議員もその部分は確認をしていると思いますので、私から申し上げるまでもありませんが、

両方ともBがついているお話をしましょうか。

青野敏 私も資料も持っておりますから、今町長がおっしゃったようにB評価という項目も有効性、効果の中でございます。

これは、コロナ感染者を在宅で支援するときに利用する方が少なかったからB評価という項目があります。

但し、国・道の事業に鷹栖町として生活者に対して上乘せをした事業も沢山あり、私はそのことについては評価をしています。

その事を踏まえた中で事業を利用した方々がどういうふうに捉えたか。

私は満足だと考えるか、まだまだ不十分でこういうところにも事業を行っていただきたいかった、支援をいただきたいかった、そういう声があるはずです。

それを受け止める立場として、行政の窓口でどういうふうに捉えたかというところを私は行政に聞きたいのです。

そのことを踏まえて検証をして、さらにこの事業を行ったことに基づいて、次年度以降のさらなる支援ですとか、行わなければならない事業に取り組むべきだと私は思っております。

先ほど言ったように2年度、3年度、4年度と3年も事業をしているわけですから、1年1年の検証の中で、次に何をやらなくてはならないか。

先ほど町長がおっしゃったように、鷹栖町としては守る、備える、攻めるというその3つの柱の中でやっているのは、これは私も評価をしています。

そういう体制がとれているか町長にお伺いいたします。

谷町長 それでは答弁をいたします。

このことについては、事業の効果については担当課でまず事業の検証、そして反省等を行ってございます。

また、事業者の支援については産業振興課が担当になりますけれども、産業振興課だけで考えるのではなくて、商工会にお邪魔して商工団体に加盟している方々のお声を、どういう声が集まっているのかをお聞きしながら令和2年度、3年度という形で事業の組立てをさせていただいています。

農業関係についても、JAさんに行って伺ってございます。

あとそのほかにも、福祉関係で言いますと生活困窮者ですとか生活支援に関わるものもございまして、それらも申請等や相談に来られた方の声をお聞きして、それを事業として構築してつくり上げているということで御理解をいただきたいと思っております。

青野敏 今町長がおっしゃったようにそれぞれの担当課や所管の中で行っている事業がありますから、そのことについては何も申し上げることではありません。

その所管の中でそれぞれの団体ですとか、生活者と関わり様々なことをやっているわけですから、そのことについてはとやかく言う立場にはありません。

但し、検証というのは外部評価も内部評価も大事でしょう。

しかし、やはり受けている側や利用している側を踏まえた中で検証を行い、公表した中で問題点や課題等を見つけ出すための広報広聴だと思っております。

利用されている方々が必要な事業として求めているか、そのことをしっかりと検証するということが検証と公表ということだと私は思っておりますので、そのことを最後に伺います。

谷町長 このコロナ禍において、経済的な停滞などが町の活性化に大きく影響するというふうを考えております。

したがいまして、以前より増して関係機関との連携というのを非常に密にしております。

1点具体的に申し上げますと、商工会さんとも連携を密に打合せをしてございますけれども、そのほかにも市中銀行ともしっかり打合せ、また情報交換しながら町の商工業者への影響というのをしっかり聞き取りをして今までもまいりました。

ただ、これについてはまだ引続き必要なことだと思っておりますので、また関係機関とも連携をしながら、支援が必要な場合は、またこれからも続けてまいるといような形になるかと思っております。

青野敏

今後、町長がおっしゃっていただいたように、事業は行政だけではなくて社会福祉協議会、商工会、金融機関等の様々なところと連携・協力をしながら、今後この検証や公表の中で、いかに課題を見つけ出して問題点を整理するか、そのことを是非ともこれからの体制として宜しくお願ひしたいと思っております。

次に質問いたします。

長期にわたるコロナ禍での影響や、現在の原油価格や物価高騰の経済状況、さらには電気料金の値上げなども予想されている中であって、住民生活をはじめ中小企業等の経営は大変厳しい状況に変わりはありません。

今後の対策につなげるためにも、実態の調査が必要であると思っております。

このことを町長にまずお考えをお伺ひしたいと思っております。

更に、感染症対策としては先ほど町長がおっしゃったように、地域の命を守る、次の感染に備える、新しい生活様式の対応として攻める、この3つの目標により取り組んでいますけれども、コロナから3年が経っているんな国の政策が変わっていく中であっては、今後は行政の立場として、全町民ですとか事業者を支えるということが重要なことだと思っておりますけれども、町長のお考えをお伺ひ致します。

町長 それではお答えをいたします。

長期にわたるコロナウイルスの影響が回復し切れていない中、ウクライナ問題により原油価格の高騰による物価高騰など、生活や事業活動において影響があると考えております。

経済的に厳しい環境に置かれた生活者につきましては、コロナ禍以前から生活福祉相談センターにおいて、あらゆる相談に応じながら関係機関へのつなぎや対応等を実施しております。

特に、困窮状態になる場合には、税金や上下水道料が未納となる場合もあるため、税務課等とも連携しながら情報収集と個別対応を行っております。

事業者への支援につきましても、これまで給付金事業を展開しており、昨年も物価高騰対策として、支援金の申請を受け付けておりました。

また、新型コロナウイルスの影響を受け、資金繰りで経営に影響がある事業者に対しては、令和2年から3年までの2カ年で新型コロナウイルス感染症緊急特別融資利子補給事業を行い支援し、利子補給を実施している事業者の状況につきましては、金融機関を通じて状況を把握しております。

事業活動については、事業分野それぞれにおいて影響や回復状況に差異があり、一定の施策が有効との判断が難しいですけれども、コロナ禍で経営に影響の大きい小規模の事業者等にはプレミアム商品券による消費喚起策は有効であったと考えており、引続き令和5年度にも令和4年度予算を繰り越して実施したいと考えております。

また、政府が用意する新たな事業に関しては情報収集に努めながら、商工会とともに事業

採択ができるよう、事業者への協力を惜しまないなど、事業者が前向きに投資できるよう関係機関と連絡調整を行ってまいります。

経営が厳しい事業者に関しましては、借換えや猶予制度を活用しながら、既存融資制度の中で対応できるものは相談を受けたいと考えており、金融機関とも情報交換を行っております。

議員のおっしゃるとおり、感染拡大やコロナ禍における物価高騰等の影響を受ける住民の生活や事業者の事業継続を支えることはとても大切なことです。

本町においても、当初から主に支援金の給付や事業者資金融資の利子補給など、住民の生活や事業者の事業継続を守り、支える支援に取り組んでまいりました。

また、備える分野においても、住民が利用する公共施設等の感染対策の強化や、事業者が講じる感染予防対策への支援などを通して、住民生活や地域活動の継続と事業者の事業活動の継続を支えてまいりました。

3つの視点で掲げた守ると備えるとは議員が示された、支えるとは言葉こそ異なりますが共通する思いのもとでこれまで対策に取り組んできたものと考えております。

今後も引続き必要な対策を速やかに講じていくために、感染症の感染拡大や原油価格、物価高騰等が住民生活や事業者の活動に及ぼす影響を注視してまいります。

青野敏

先ほどの支援策もそうですけれども、町民の生活を支えるという事業を行っている事は評価をしたいと思います。

また、町長より答弁いただきましたように今の物価高騰、更には生活困難な方々に対する国の事業に対する町の上乗支援についても評価をするところであります。

ただし、3年が経過をしてコロナ前の様式まで雇用関係や生活が安定したかという点、恐らくこの3年間一生懸命こらえてきた中で、新たな生活の様式を求められている状況だと思います。

実際に支援金だけでは足りなく、生活をするために緊急の小口融資の20万円、それでも足りない方については総合支援資金 最高180万までの融資を受けている方が町内にもいらっしゃいます。

その方々は据置期間が終了し、令和5年1月から償還に入っています。

その償還に入っていく時期に収入が回復したのか、生活様式がよくなったのかということこれはなかなか現状では難しい。

そういうことも含めながら、生活困窮者の自立支援金60万も打ち切られました。

国もある程度コロナが終息に向かっているという考え方の中で事業が進んでいますが、実態ではコロナが収まりつつあるけども、その影響は生活を維持するためにこれからが大事な時期だと考えます。

それぞれ借入れをしたお金を返済する時期ですが、これには免除制度もあるのでございますけれども窓口は社会福祉協議会です。

ただし、北海道社会福祉協議会から直接支援者のほうに書類が送られ、自分が申請をしなくてはならないのが実態ですし、何か困り事がある時に町村の社会福祉協議会に相談をしてくださいという言い方の様です。

社会福祉協議会の方々は実態をしっかりと把握されている方々ばかりですから、是非そういう方々に対する相談業務や申請をする事に手助けをしていかないと、ますます生活困難になる現状があると思うのですけれども、まずこの個人の方々に対する行政として、町長のお考えをお聞かせ願えますか。

谷町長 これについては、町は社会福祉協議会と行政なども一体化した生活福祉相談センターをいち早く開設しております。

これはコロナ前から妊婦のお母さんからお年寄りまで、あらゆる世代の方が一つの窓口で何でも相談をできるというような体制を整えております。

議員が心配されております件についても、他町村よりも増して相談体制というのは行き届いていると思っておりますけれども、但し、そこにまでに至らないといいたまいますか、そういうような方もいらっしゃると思いますので、私たちもしっかりそれをPRさせていただいて、困り事のある人は生活福祉センターに来ていただき、まずは相談に乗るということを第一義的に行っていきたいと思っております。

今までコロナの影響において、大小で生活が苦しくなった、生活困窮になったというようなお話がありますけれども、直接相談に来られている方というのは少ないと伺っておりますが、ただそれも知らなかったという方もたくさんいらっしゃる可能性もありますので、そういう部分でしっかり相談をしながら対応をしていきたいと思っております。

青野敏

窓口の開設というのは私も理解をしておりますし、そこに来られた方というのはしっかりと対応されていると思っております。

緊急小口融資と総合支援金の総額 200 万まで借入している方には、単身者ですとか母子家庭の方や障がいのある方もいらっしゃいます。

生活福祉相談センター窓口まで足を運べる方はそれで済むのでしょうかけれども、そこに足を運べない方の所にも直接書類が送られて申請する事になっておりますので、社会福祉協議会や相談業務をするところで対応をしっかりと行っていただきたいというのが1点です。

それとあわせて、中小事業者の関係です。

これは町が行っている緊急特別融資制度の限度額 500 万までの制度資金を 21 件の方々が利用されております。

この方々も据置期間が終了し現在返済期間に入っております。

それと合わせて町では独自に中小企業特別融資制度を設けて、保証料の全額と利子補給 2%を行う事業もありますが、これ等の返済が同時に始まっていったる現状があります。

商工会が窓口で相談を受けた中で、今後の返済について猶予期間を設けるのか、借換えをするのか等を産業振興課含めて商工会の担当者としてしっかりと協議をしていただきたいと思っておりますけど、この辺の体制の考え方ございますか。

谷町長 議員のおっしゃるとおり、これらの融資を受けた者は返済ということが始まってくる時期になってまいりました。

このことについても先ほども申し上げましたけれども、産業振興課が担当となりますけれども、商工会と密に打合せをしております。

その中で借換の融資制度もございまして、それは商工会ではできませんけれども市中銀行とも確認をしながら、その部分は大丈夫だというようなお話もいただいております。

実際に相談に来られている方もごく少数ですけれどもあるというふうに伺っておりますが、そちらのほうも市中銀行等との融資の借換のアドバイスなども商工会を通じて行っている現状でございますので、商工会等とも連携を図りながら事業の継続に向けた私たちの努力もしていきたいというふうに考えております。

青野敏

先ほど答弁いただきました個人については、やはり生活困窮者、障がいのある方や母子家

庭、単身世帯などでお困りの方というのは、窓口は社会福祉協議会になり様々な情報を持っていると思います。

社会福祉協議会の方々と連携をしっかりととっていただき、的確に支援が出来る体制と今後の支援は何が必要なのか、何を求めているのか、そのことをしっかりと認識をして行っていただきたいと思います。

先ほど懸念したように借換えも含めて、様々な方策が必要でありますので行政でのバックアップ体制を整え、実態をしっかりと認識して求めている対策や支援をお願い致します。

最後にそのことについて、町長から御答弁をお願い致します。

町長 ありがとうございます。

相談は社会福祉協議会と申し上げましたが、生活福祉相談センターが大きな窓口になると思いますし、1番最初のときに答弁申し上げましたが、そういう方たちは税務課への相談等も来ると思います。

税務課では税金をいただくことばかりではなくて困っている方に対して真摯に聞き取りを行って、そういう場合は生活福祉センターを紹介してそちらに行ってください、そういうような対応も以前からさせていただいておりますので、住民の方の幸福を求めてこれまで以上に努力をしてまいりたいと思いますので、御理解をお願い致します。

以上をもって、青野敏君の一般質問を終わります。